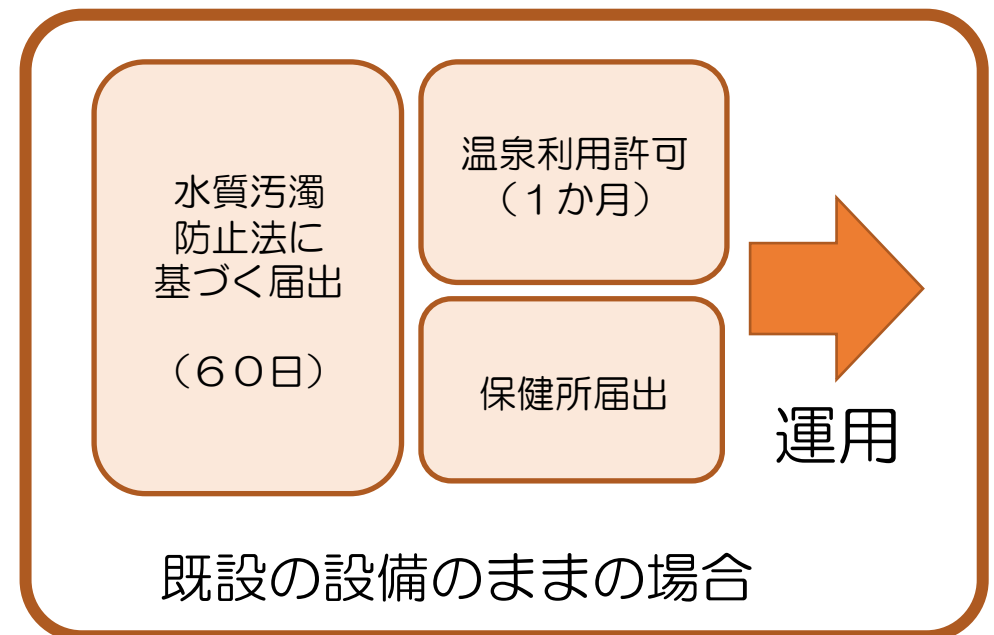
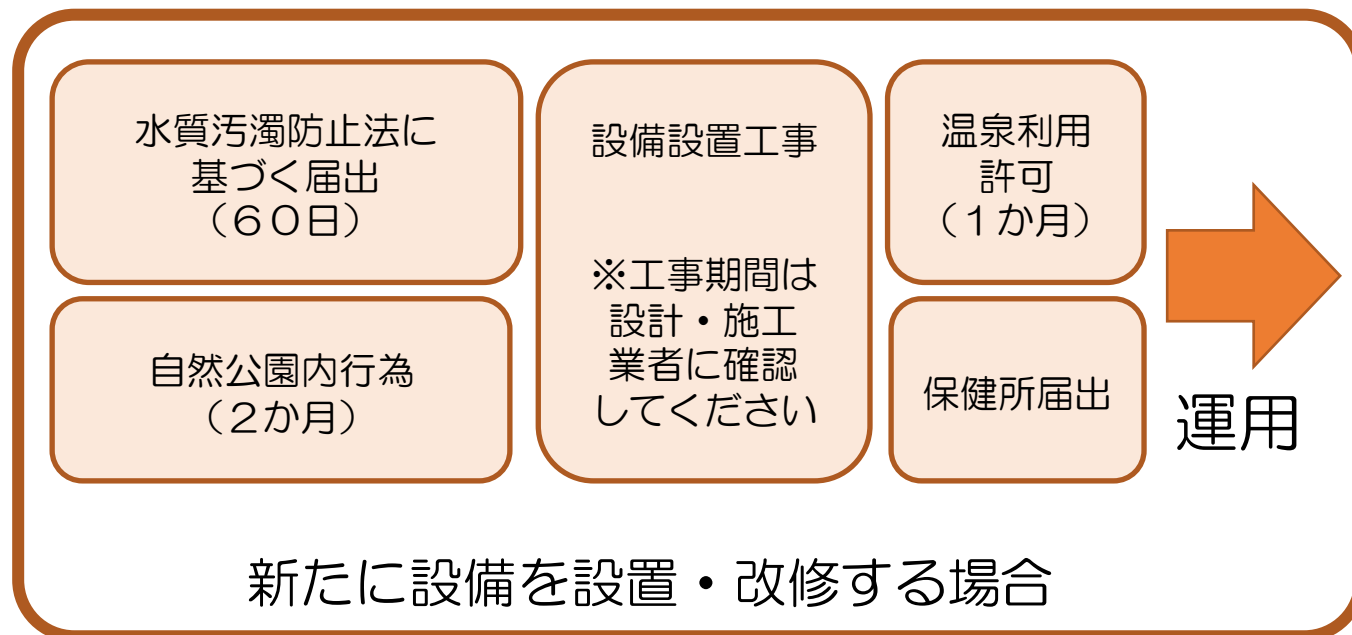


温泉を利用するために必要な手続きについて

温泉を利用するためには温泉利用許可申請が必要となります。

- ①温泉利用許可：温泉法第15条第1項により、公共の浴用に供する場合は愛知県に申請が必要（許可までに要する期間：1か月）。
なお、温泉利用許可申請を行う際に水質汚濁防止法の内容と照合があり、現在他の温泉と使用している場合も、温泉許可変更申請が必要。
- ②水質汚濁防止法に基づく届出：特定施設を設置・変更しようとする場合に愛知県に届出が必要（工事着手日の60日前までに提出）。
特定施設：旅館業の用に供する施設であっては、ちゅう房施設（厨房施設）、洗たく施設、入浴施設
- ③自然公園内行為：所在地が自然公園法内の場合、屋外設備を設置するなどの場合、手続きが必要。
（おおむね行為着手日の2か月前）
- ④保健所各種届出：旅館業営業の許可・公衆浴場営業許可の手続きの中で変更届（新規申請）が必要になります。
- ⑤排水の変更：排水の内容の変更が発生する場合、排水方法（浄化槽（市道・県道・港湾区域）、公共下水、集落排水）によって手続きが必要になる可能性があります。



※1 手続きは1件の申請にかかる日数です。内容の不備や他の申請が提出されている場合は、さらに多くの日数がかかります。

※2 申請については、詳細の図面などが必要になります。設計業者・施工業者に相談してください。

※3 各種届出については代表的なものを記載してあります。事業形態によっては他に必要な届出がある可能性があります。